

藤 自 第 2 6 5 号
令和 3 年 8 月 1 2 日

市内障害福祉事業所管理者 各位

藤枝市長 北村正平

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置区域指定に伴う感染防止
対策の徹底について（依頼）

日頃、新型コロナウイルスの感染防止対策に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、8月6日付け藤自第253号で通知したとおり、県内では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県東部を中心にまん延防止等重点措置区域が指定されたところです。

これまでも、皆様には、感染予防に努めていただいているところですが、現在、本市を含めた県内市町において、デルタ株による感染拡大が急速に進んでいることを受けて、下記のとおり、本市を含めた3市が、8月15日付けでまん延等防止重点措置が適用される区域（以下「重点措置区域」といいます。）に指定されました。

つきましては、貴事業所の従業員（家族や関係者を含む）にまん延防止等重点措置の内容を今一度、周知徹底され、危機感をもって、より一層の感染防止対策に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 今回、重点措置区域の措置が適用される市町（期間 8 月 15 日～8 月 31 日）
藤枝市、焼津市、磐田市
- 2 すでに重点措置区域の措置が適用されている市町
沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡市、浜松市
- 3 重点措置区域内における主な要請内容ほか
 - (1) 国、県、市が発信する情報を収集すること。
 - (2) 従業員の共同利用が見込まれる場所での衛生対策や3密対策を徹底し、「施

設や事業所に応じた感染拡大を予防するための工夫」に留意すること。

- (3) 在宅勤務、時差出勤及び休暇の分散取得など、人との接触を低減する取組と感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行うこと。
- (4) 従業員や利用者等が、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を活用すること。

※その他要請内容については、8月6日付け藤自第253号の通知内容を御確認ください。

4 その他

重点措置区域適用に伴い、本市公共施設については、感染予防対策を講じたうえで開館します。なお、原則として、当面の間、利用者については、県内在住者とし、利用時間は20時までとします。

担当

健康福祉部

介護福祉課 電話番号 643-3144

地域包括ケア推進課 電話番号 643-3225

自立支援課 電話番号 643-3149

子ども未来応援局

児童課 電話番号 643-3246

子ども発達支援センター電話番号 643-3343